

# 障がい者が地域で安心して生活するために

## 足立区地域生活支援拠点等の整備について

### 1 地域生活支援拠点の機能と既存事業との位置付け



### 2 全体調整機能の内容と役割

障がい福祉センター あしすと
<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点機能の区民周知</li> <li>定期的な拠点担当者会議の開催 → 現状と課題の把握</li> <li>自立支援協議会における拠点の運用状況の検証・検討</li> <li>活用できる社会資源を把握して、その情報を整理し公開</li> <li>関係機関ネットワークの横連携</li> <li>援護の実施者である障がい福祉課各援護係との連携強化</li> </ul>
障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した課題の検討と政策立案・制度化</li> <li>緊急時対応マニュアルの整備と緊急時登録シート（共通様式）の作成</li> <li>定期的な障がい者（児）実態調査によるニーズの把握</li> <li>障がい児・精神障がい者への対応検討（衛生部との協議）</li> <li>社会資源の整備促進（共同生活援助・短期入所・日中活動等）</li> <li>多機能拠点整備型の検討</li> </ul>

- 障がい福祉センターが担う基幹相談支援センターの役割
- 区内相談支援事業所に対するバックアップ機能強化  
→ 専門的な指導助言、困難事例の対応、緊急時の協力体制の確保
  - 相談支援の質を高める取り組み  
→ 相談支援ネットワークを通じた人材育成や連携強化、地域の相談支援体制強化など

### 3 今後のスケジュール等（予定）

- 2月
  - 相談支援と短期入所を運営する法人等に、運営規程に地域生活支援拠点としての位置付けを加える改正を依頼
  - 足立区地域生活支援拠点等事業実施要綱の作成
- 3月
  - 足立区地域自立支援協議会に報告（5日）
  - 指定権者（都・区）に運営規程変更を届出、あわせて区要綱に基づき、地域生活支援拠点等を実施する事業所として登録
- 4月
  - 地域生活支援拠点等事業の開始
  - 地域生活支援拠点等の周知のためのホームページ立ち上げ
  - 区議会厚生委員会に事業内容を報告
- 5月
  - 第1回拠点担当者会議開催

	基幹相談支援センター*	障がい福祉センター自立生活支援係
①相談	相談支援事業所*	あだちの里相談支援センター（知的） あいのわ相談支援センター（身体）
②緊急時の受け入れ・対応	緊急保護事業	あだちの里・あいのわ福祉会【区委託事業】
	短期入所*	希望の苑（あだちの里） あかしの杜・ショートステイ谷中（あいのわ福祉会）
③体験の機会・場	体験型グループホーム	大谷田グループホーム【区委託事業】
	日中活動サービス	区内指定障害福祉サービス事業所
④専門的人材の確保・養成	障がい者介護養成事業	障がい福祉センター生活体験係
	介護職員研修	社会福祉協議会【区委託事業】
⑤地域の体制づくり	地域自立支援協議会	事務局：障がい福祉センター
	関係機関ネットワーク会議	事務局：障がい福祉センター等

\*地域生活支援拠点として緊急時の対応等を行った場合、報酬請求時に加算を算定できる事業